



あなたの勇気が親子を救います

- ### 子どもを虐待から守るための5カ条
1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通報は義務＝権利です）
 2. 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
 3. ひとりで抱え込まない（あなたに出来ることから即実行しましょう）
 4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
 5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

子どもを虐待から守るためには、情報提供（通告）がとても重要です！

「虐待かな…？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあると思われたら、匿名でかまいません。ためらわずにご連絡を！！

虐待しているか分からないし、私まで何か言われたらどうしよう？

連絡（通告）者は法律で守られます。あなたが気づき、連絡（通告）することが子どもを虐待から守ることにつながります。あなたの連絡（通告）が子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

子ども虐待の相談・連絡先

いち はやく 189

お住まいの地域の児童相談所につながります

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル

子どもに関する相談に24時間365日対応（24時間子ども相談ホットライン）
北九州市子ども総合センター 093-881-4152

比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

門司区	093-332-0115	小倉北区	093-563-0115	小倉南区	093-951-0115
若松区	093-771-0115	八幡東区	093-661-0115	八幡西区	093-642-0115
戸畑区	093-881-0115				

一時保護が検討される重篤な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所） 093-881-4556

※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心下さい。
※緊急の場合は、警察110番に通報してください。

北九州市

ぎゃくたい 子どもを虐待から守る条例



みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。虐待に苦しみ、その痛みにじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めた「北九州市子どもを虐待から守る条例」を議員提案により制定し、2019年4月1日に施行しました。